

令和5年10月10日

各位

共生舎
代表 高橋 慎吾

令和5年度 第2四半期フリースクール業況報告について

謹啓 清秋の候 ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は当教室の運営に際し、ご理解・ご協力を賜り、誠に有難うございます。

さて、当教室では、さる令和5年7月より、室蘭市内において初となるフリースクールの営業を開始し、定期・不定期いずれのご利用登録、受入実績を有することとなりました。

当教室としましては、ご利用者様の承諾、当該学生の所属校様による出席扱いの承認が整った段階で、室蘭市教育委員会様へ報告する事務を制定しておりますが、室蘭市内の事業者として初の試みであることから、皆様と情報共有をすることで、より多くの学生にとって多様な選択肢が拓かれることに資するものと思料し、下記別添のとおり業況報告を致します。

つきましては、ご高覧、並びに引き続きのご指導・ご鞭撻のほどお願い申し上げます。

謹白

記

添付資料

「共生舎 フリースクール第2四半期業況報告書」(別紙) 1部

以上

(別紙)

共生舎 フリースクール第2四半期業況報告書

1 当期業務実施方針

令和元年10月25日付文部科学省初等中等教育局長通知「不登校児童生徒への支援の在り方について」の趣旨に鑑み、次の通り基本方針を設定する。

①「学校に登校する」という結果のみを目標とせず、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指す必要性と、学業の遅れや進路選択上の不利益などによる社会的自立へのリスクとを念頭に置くこと。(根拠：前述通知1「不登校児童生徒への支援に対する基本的な考え方 (1) 支援の視点」)

②不登校及び通級・通学懸念のある児童生徒のタイプや状況の適切な把握に努め、相談・指導にあたっては我が国の義務教育制度を前提としつつ、フリースクールの役割たる当該児童生徒のレジリエンス、学校や社会との接続を心掛けること。(根拠：前述通知別添3「民間施設についてのガイドライン (試案) 3 相談・指導の在り方について」)

③前述通知別添2「児童生徒理解・支援シートの作成と活用について」の趣旨に鑑み、活動の記録を「利用記録票」にまとめ、保護者への報告を行い、家庭との連携の基盤とすること。

2 フリースクール利用概況

① 登録状況

定期利用生 1 名、不定期利用生 2 名 計 3 名

② 実施日数

・令和5年7月 7日、21日 計2日

いずれも定期利用生1名の出席

・令和5年8月 4日、8日、25日 計3日

定期利用生：4日、25日 不定期利用生 4日、8日

・令和5年9月 1日、15日、29日 計3日

いずれも定期利用生1名の出席

③ 活動状況

<定期利用生>

- ・トークによる近況、および児童生徒のタイプや状況の把握
- ・学校のクロームブック上で課された課題の着手、支援
- ・知育系カードゲームによる言語活動（漢字の構成等）
- ・教室タブレット等を用いた知的関心の刺激（描画ソフト等）

<定期・不定期利用生 共通>

- ・フィールドワークにより実社会に触れること

3 具体的な利用状況

①定期利用生：学業において、とりわけ板書の転記をしながら説明を聞くことなどのマルチタスクが追い付かず、支援級を利用したり療育を併用したりしながら学校生活を送っていたが、支援級の先生の態度や言動に自信を喪失していたが、いわゆる机上の学びに限定することなく、児童生徒が知識や経験を吸収する場を求めている事例

…金曜日に定期利用生として受入していますが、フリースクール予定日に、学校で出席したい授業があって登校する日があったことや、普通級に復帰し、苦手と向き合い頑張るという姿勢が表れ始めています。

②不定期利用生：いずれも不登校状態、もしくは不登校経験者であるが、不登校経験者の受入対応実績がある民間の学習事業者による知的活動の場の利用希望があった事例

…フィールドワークにより、地域事業者のお話や、地域の歴史に触れることができ、やや難しい話にも自分の持てる知識や感性でしっかりと受け答えができていました。また、フィールドワーク後にカードゲームによるコミュニケーションの時間を設定したところ、上級生は俯瞰的に状況を見て他者に配慮すること、下級生は自分の望まない展開に対する苛立ちを客観視し、一定程度コントロールすることができていました。

③いずれの児童生徒にも、利用記録票により保護者へ報告を行い、保護者からもコメントを頂いております。コメントに共通していることは次の通りです。

- ・普段見せることのない我が子の意外な一面を知ることができてうれしかった。
- ・我が子が困難を抱えた場面でも、いち個人としての尊厳を守りながら接してくれたことに感謝したい。

④その他にも、見学相談希望が2件ありましたが、本人の気持ちが乗らず「まだそういうところは利用しなくてよい」とのことで、見送りになっています。うち1件は室蘭市外からのお問合せでした。

4 現状におけるフリースクール支援についての認識

①児童生徒の学習・生活面の支援について

近時では、児童生徒の成育歴、学校・家庭・社会における生育環境について、その差異から生じるとみられる困難の、認識から解決までのプロセスをともにすることのできる存在、そしてそれによる心の平穏を感じることの難しさが、不登校や登校不安を惹起させるように見受けられます。

成人同士では、他者との「個性の違い」を俯瞰的に認識した上で、自己の言動を、ある程度調整することであっても、その経験の乏しい児童生徒にとっては、他者との相違を受け容れられないことも少なくありません。この点から生じる「配慮を要する生徒への特別扱い」「不公平感」、またこれを見越した当該児童生徒の「劣等感」「特別な配慮や支援を受けなければならないことへのもどかしさ」も、不登校や登校不安を惹起させることがあります。

これらの点を理解した上で、児童生徒と接することのできる人材が、公教育・私教育いずれの領域にも増えることが、児童生徒の学習・生活面の支援の充実につながるものと考えます。

②当教室としての課題

事務体制上、塾教室の塾長の空き時間を利用しての営業とならざるを得ず、また、私教育として独立採算で運営している以上、一定程度の収入を確保しなければなりません。採算割れの状況でありながらも、柔軟な受入機会の拡充の必要性を感じているのですが、まずは当教室としての営業実績を、さらに積み重ねることが必要であると思料します。

また、新規利用にあたっての問い合わせは、当初想定していた通り、月1～2回程度コンスタントにあります。相談事例の把握時点で、教室への相談者が、利用対象者と異なる場合も少なくないため、フリースクールとしての活動実績・実施状況について、利用者のプライバシーを厳守した上で、周知・広報することについても、従来以上に必要であると思料します。

5 第3四半期に向けて

本報告書 第1「当期業務実施方針」を継続して適用し、引き続き真に児童生徒の福祉に適う運営に努めて参ります。

6 (参考) 根拠ガイドライン等

令和元年10月25日付文部科学省初等中等教育局長通知

「不登校児童生徒への支援の在り方について」

・1 不登校児童生徒への支援に対する基本的な考え方

(1) 支援の視点

不登校児童生徒への支援は、「学校に登校する」という結果のみを目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指す必要があること。また、児童生徒によっては、不登校の時期が休養や自分を見つめ直す等の積極的な意味を持つことがある一方で、学業の遅れや進路選択上の渇きや社会的自立へのリスクが存在することに留意すること。

「別添2 児童生徒理解・支援シートの作成と活用について(要旨)」

(児童生徒理解・支援シートとは)

児童生徒理解・支援シートとは、支援に必要な児童生徒一人一人の状況を的確に把握するとともに、当該児童生徒の置かれた状況を関係機関で情報共有し、組織的・計画的に支援を行うことを目的として、学級担任、対象分野の担当教員、養護教諭等の教員や、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等を中心に、家

庭、地域及び医療や福祉、保健、労働等の関係機関との連携を図り、学校が組織的に作成するものです。

「別添3 民間施設についてのガイドライン（試案）」

・ 3 相談・指導の在り方について

- ① 児童生徒の人命や人格を尊重した人間味のある温かい相談や指導が行われていること。
- ② 情緒的混乱、情緒障害及び非行等の態様の不登校など、相談・指導の対象となる者が当該施設の相談・指導体制に応じて明確にされていること。また、受入れに当たっては面接を行うなどして、当該児童生徒のタイプや状況の把握が適切に行われていること。
- ③ 指導内容・方法、相談手法及び相談・指導の体制があらかじめ明示されており、かつ現に児童生徒のタイプや状況に応じた適切な内容の相談や指導が行われていること。また、我が国の義務教育制度を前提としたもの。
- ④ 児童生徒の学習支援や進路の状況等につき、保護者等に情報提供がなされていること。
- ⑤ 体罰などの不適切な指導や人権侵害行為が行われていないこと。

以上